



## ◎令和6年度の家庭ごみ収集日程

広報やまが3月号と一緒に「令和6年度家庭ごみ収集日程表」を各世帯にお配りしています。

表面が4～9月、裏面が10～3月となっていますので、1年間保管してお使いください。

## ◎犬を飼っている方へ

### ✎ まずは市町村で登録を ✎

犬を飼うときは環境課または各市民センターでの登録が必要です。登録の際に交付します鑑札は犬の首輪などに装着してください。



※他の市町村で既に登録がお済みの場合も山鹿市で変更手続きを行う必要があります。手続きの際には、他市町村で発行された鑑札をお持ちください。紛失された場合は登録確認にお時間をいただきます。

### ✎ 狂犬病予防注射はお済みですか？ ✎

狂犬病は、人に感染して発症すると、ほぼ確実に死亡してしまいます。

自分の身を守るだけでなく他人を守るためにも、必ず生後90日を経過した犬には毎年1回狂犬病予防注射を受けさせてください。また、交付された注射済票についても、犬の首輪などに装着してください。



※山鹿市外の動物病院で注射を受けた場合は、環境課または各市民センターで注射済票の交付手続きが別途必要になります（済票発行手数料500円）。動物病院で発行される注射済証をご持参ください。

### 🐾 犬が亡くなったときは 🐾

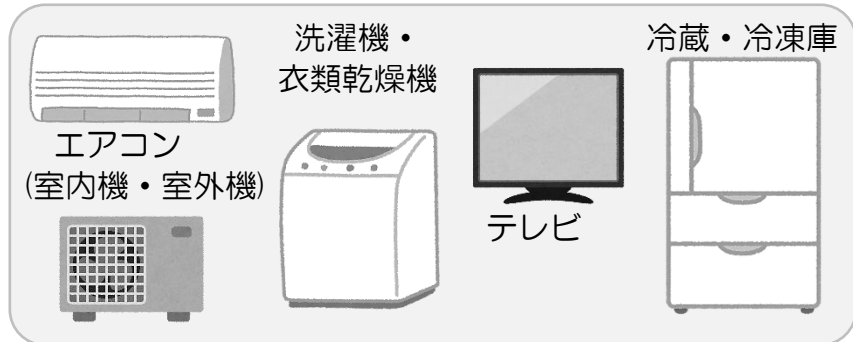
飼い犬が亡くなった際には30日以内に環境課または各市民センターまでご連絡ください。

※連絡がなかった場合は、狂犬病予防注射ご案内のはがきが届きます。

# ◎“粗大ごみ”ではありません！

ごみの出し間違いが最も多いのが「粗大ごみ」の日です。次のものは粗大ごみではありませんので、誤って出さないよう気を付けてください。

## 1. 家電リサイクル法対象品目



購入店または買替え時  
⇒ のお店にリサイクル料を払って引取りを依頼してください。

## 2. 解体ごみ

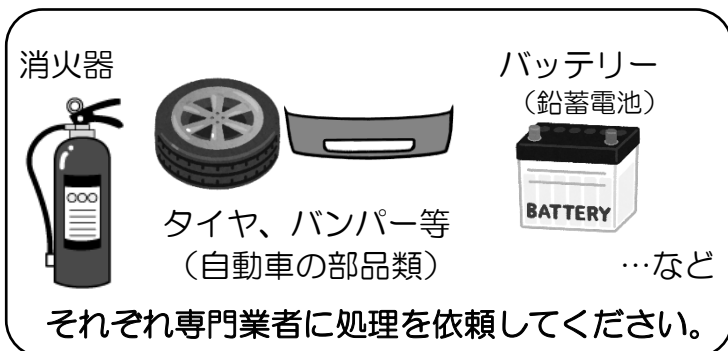


業者による解体は産業  
⇒ 廃棄物として処分し、自ら解体した場合は自己搬入してください。

## 3. その他



⇒自己搬入してください。



# ◎ルールとマナーを守りましょう。

ルール違反のごみには赤い「違反シール」が貼られて残されます。収集日の後は自分が出したごみが残っていないか確認し、もし残っていたら必ず持ち帰ってください。また、排出日時、場所、収集所の使い方などのルールとマナーを守り、自分が出したごみで他人に迷惑をかけないように、引き続きご理解とご協力をお願いします。

違反

このごみは収集できません

年 月 日

- 可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみが混ざっています
- これは可燃ごみです
- これは不燃ごみです
- これは資源ごみです
- これは粗大ごみです
- 市で取り扱えません
- 指定袋で出してください

収集作業員連絡メモ

指定どおりに出し直して下さい！  
山鹿市役所環境課 TEL 0968-43-7211